

様式 2

整理番号

消防 - 法不 - 15

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（第2査察）(06-4393-6372)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物製造所等の維持、管理命令
概要	市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の位置、構造及び設備が消防法に規定する基準に適合していないと認めるときは、製造所等の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、消防法の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第12条第2項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	